

# 盗 難 補 償 書

名 前 : \_\_\_\_\_ 様 引渡し日 : \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

電話番号 : \_\_\_\_\_

住 所 : 〒 \_\_\_\_\_

品 名 : DJF \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> DJF \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

## ◆ 事故が発生した場合は、下記販売店にご連絡下さい。

### 「ディフェンス J フィルム」補償金給付規定

第 1 条 【目的】この規定は株式会社ライフスタイル（以下「会社」とよびます。）が販売する「ディフェンス J フィルム」を購入したお客様等（以下「補償対象者」といいます。）が、専用住宅において、以下第 2 条に定める事故により損害を被ったことに対し支給する補償金に関する事項を定めたものである。

※ 購入したお客様等とは、対象商品を設置した専用住宅の居住者を含みます。

第 2 条 【補償金給付の条件】補償金給付の条件は以下の通りとする。

- (1) 対象となる物件は「ディフェンス J フィルム」を建物定着ガラスに貼付けした専用住宅内収容の家財および「ディフェンス J フィルム」を貼付けした建物定着ガラスに限定する。  
(**（事務所、店舗などの住宅以外の物件については対象外。）**)
- (2) 対象となる事故は、①火災、落雷、破裂、爆発、風、ひょう、雪災、盗難により購入者の家財が物的損害を被った場合、②盗難により「ディフェンス J フィルム」を貼付けした建物定着ガラスが損害を被った場合とする。但し、盗難の場合は、警察に盗難被害届を提出していることを条件とする。
- (3) 補償期間は商品引渡し日の翌日の午前零時から 2 年後の応答日の午後 1 2 時までとする。
- (4) 補償回数は、補償期間中、1 購入者につき 1 回のみとする。

第 3 条 【補償金の支払額】被害額（修理費用等）の実費とする。（10 万円を限度とする。）

第 4 条 【補償金を給付しない場合】会社は以下の場合については補償金を給付しません。

- (1) 補償対象者および対象住宅の居住者の故意、重大な過失または法令違反により盗難が発生した場合。
- (2) 免責事由
  - ・ 戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱その他これらに類似の事変、暴動もしくは騒擾（この約款においては、群衆または多数の者の集団行動によって数街区、もしくはこれに準ずる規模またはそれ以上の範囲にわたり平穏が害されるか、または被害を生じる状態をいう。）または労働争議の際に盗難が発生した場合。
  - ・ 次の災害、事故の際に発生した盗難による損害。  
地震（地震による津波を含みます）・噴火・風災・水害・雪害その他の天災・火災・爆発・放射能汚染。
  - ・ 盗難発生後 60 日以内に損害を覚知することが出来なかった場合。
  - ・ 対象住宅に不法に侵入しなかった者により盗取がなされた場合。
  - ・ 事故日から一定期間（事故の翌日から起算して 90 日）を経過した後に請求のあった事故。

取扱販売店名・住所・電話番号

〒204-0003 東京都清瀬市中里 6-54-1 メゾン協和 1F

株式会社 ライフスタイル

TEL:042-495-1932 FAX : 042-495-2932